

第1章

暮らしの安心・安全を守るまちづくり

1	安心して子どもを育てることができる環境づくり	
	(1) 次世代育成支援の充実	50
	(2) 仕事と子育ての両立支援	52
	(3) 母子保健対策の充実	54
2	高齢者、障がい者が安心して自立できる環境づくり	
	(1) 高齢者福祉の充実	56
	(2) 介護サービスの充実	58
	(3) 障がい者福祉の充実	60
	(4) 地域福祉の充実	62
	(5) 社会保障の充実	64
3	生涯を通じた健康づくり、地域医療体制の整備	
	(1) 健康づくりの推進	66
	(2) 地域医療の充実	68
4	市民が安心して暮らせる環境づくり	
	(1) 消防体制の充実	70
	(2) 救急・救助体制の充実	72
	(3) 防災体制の充実	74
	(4) 市域保全の充実	76
	(5) 交通安全と治安の確保	78
	(6) 消費者の保護と意識啓発	80

1 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

(1) 次世代育成支援の充実

基本方針

次代を担う子どもが人間性豊かで心身ともにたくましく成長するよう、「さんようおのだ子育て元気プラン」の着実な推進を図り、家庭・地域・行政が連携しながら子どもを安心して産み育てることができる環境づくりを推進します。

●目標指標

指標	説明	現状値		目標値 (H29年度)
		基準年	数値	
地域子育て支援センター※の設置数	—	H19.3	5箇所	▶ 7箇所
ファミリーサポートセンター※設置数(登録人数)	—	H19.3	0箇所 (0人)	▶ 1箇所 (100人)
児童館1館当たり来場者数	1年間の来場者数	H18年度	7,670人	▶ 8,000人

現状と課題

●現状

本市の児童人口(0～17歳)は平成17年(2005年)現在、11,135人で、減少傾向にあり、市の持続的な発展にとって大きな危惧を抱かせるものです。

また、核家族化の進行、地域社会の連帯感の希薄化などにより家庭や地域における子育て機能が低下しています。

●課題

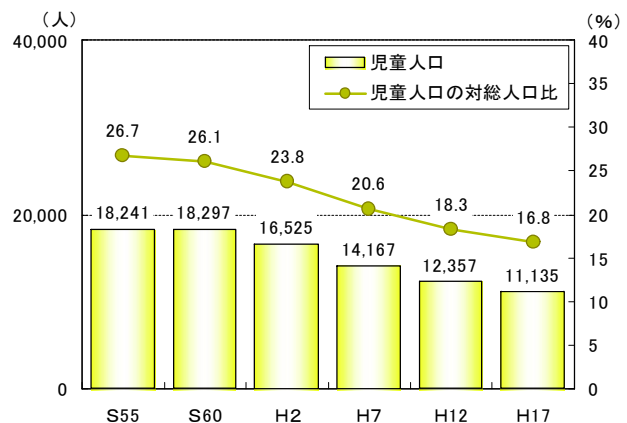
近年、出生数の減少、核家族化の進行、女性の社会進出、地域連帯感の希薄化などにより、子どもを取り巻く環境は大きく変わってきています。このため、健全に、また、安全に子育てを行うための環境づくりや支援の在り方が重要な課題となっています。

※地域子育て支援センター：
地域子育て支援策として、保育園等で育児相談・子育てサークル育成などを実施する事業

※ファミリーサポートセンター：
子育て支援サービスを提供したい者と受けたい者が会員になり、会員同士が有償で助け合う事業

※つどいの広場：
主に乳幼児(0～3歳)をもつ子育て中の親が気楽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合うことで、精神的な安心感をもたらし、問題解決への糸口となる機会を提供する事業。

児童人口の推移



施策体系

(1) 次世代育成支援の充実

- ① 地域子育て支援体制の充実
- ② 家庭における子育て支援
- ③ 子育て負担の軽減
- ④ 児童の健全育成
- ⑤ ひとり親家庭の支援

施策展開

① 地域子育て支援体制の充実

子育て家庭に対して、身近な地域から子育て支援が展開できるよう、地域社会が主体となって支援するネットワークの整備を図ります。

<主な取組>

- ・地域子育て支援センターの充実
- ・ファミリーサポートセンターの設置
- ・つどいの広場[※]の設置
- ・子育てサークルの充実

② 家庭における子育て支援

子育て家庭を支援するため、子育て支援サービスの活用を促進する情報提供や子育てに問題を抱える家庭の相談機能の充実を図ります。

<主な取組>

- ・子育て支援情報の発信
- ・家庭児童相談体制の強化

③ 子育て負担の軽減

子育て家庭に対して経済的な子育て負担の軽減を図るなど子育て環境の向上に努めます。

<主な取組>

- ・保育所保育料の軽減
- ・乳幼児医療費の軽減
- ・就園・就学費用の軽減

④ 児童の健全育成

未就学障がい児の療育体制の整備や児童虐待等の問題に対して、適切に対処する関係機関ネットワークを充実するとともに、児童の健全育成拠点の整備を図ります。

<主な取組>

- ・子育て支援ネットワークの強化
- ・児童の健全育成拠点の整備
- ・未就学障がい児の療育体制の整備
- ・心身障がい児簡易通園施設の充実

⑤ ひとり親家庭の支援

ひとり親家庭の自立に向けた支援策を拡充するとともに、自立支援サービスを有効に活用できるよう相談機能の向上を図ります。

<主な取組>

- ・母子自立支援体制の充実
- ・自立支援サービスの充実
- ・ひとり親家庭への生活支援

1 安心して子どもを生み育てることができる環境づくり

(2) 仕事と子育ての両立支援

基本方針

男女がともに子育てと仕事が両立できるよう、保育サービスの充実を図るとともに、子育て世帯に配慮した就業環境の整備を促進します。

●目標指標

指 標	説 明	現状値		目標値 (H29年度)
		基準年	数 値	
延長保育実施保育園数	—	H19.3	8 箇所	▶ 10 箇所
放課後児童クラブ※数	—	H19.3	12 箇所	▶ 15 箇所
児童館設置数	—	H19.3	7 箇所	▶ 10 箇所

現状と課題

●現状

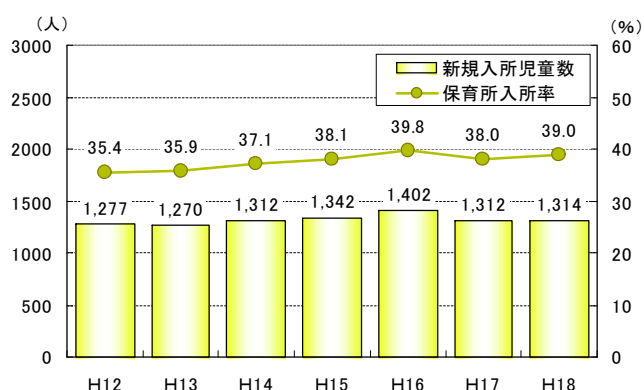
仕事と子育ての両立支援は、少子化対策の中軸をなすものとしてますます重要となっています。女性の社会進出に伴う共稼ぎ世帯の増大や就労形態の変化に伴い、保育園・幼稚園における保育需要や放課後児童保育の需要が増大してきています。

●課題

多様化する保育ニーズに応えるため、延長保育や一時保育、障がい児保育など、多様な保育サービスの充実・拡大や放課後における児童の保育時間の延長などの充実が必要です。

子どもたちに良質な保育環境を提供するとともに、待機児童の解消を図るため、施設整備への計画的な取組が求められます。また、子育て世帯に配慮した就業環境の整備も重要な課題です。

保育状況の推移



※放課後児童クラブ：

保護者が昼間家庭にいない小学生（概ね10歳未満の児童）に対し、放課後に適切な遊びや生活の場を提供し世話をを行う事業。

施策体系

(2) 仕事と子育ての
両立支援

- ① 多様な保育サービスの充実
- ② 放課後児童対策の充実
- ③ 児童福祉施設の充実
- ④ 子育て世帯の労働環境の充実

施策展開

① 多様な保育サービスの充実

民間活力を活用して、延長保育や一時保育、障がい児保育等の多様な保育サービスの推進を図ります。

<主な取組>

- ・延長保育の実施
- ・一時保育・病児保育・子育て短期支援など一時預かり型保育の充実
- ・休日保育の検討

② 放課後児童対策の充実

放課後において、保護者のいない小学校低学年を対象とした放課後児童対策を充実させます。

<主な取組>

- ・放課後児童クラブの充実
- ・放課後児童クラブの保育時間延長の実施
- ・放課後子ども教育推進事業の充実

③ 児童福祉施設の充実

保育園、児童館などの児童福祉施設を整備し、地域における保育サービスの充実を図る基盤づくりを推進します。

<主な取組>

- ・保育園の整備・充実
- ・児童館の整備・充実

④ 子育て世帯の労働環境の充実

女性の再雇用の促進、労働時間短縮など多様な働き方の選択、育児休業制度の普及啓発等を図ります。

<主な取組>

- ・女性の再雇用の促進
- ・労働時間短縮など多様な働き方の選択
- ・育児休業制度の普及啓発



放課後児童クラブ

1 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

(3) 母子保健対策の充実

基本方針

子どもを安心して産み育てることができるよう、妊娠・出産・子育ての不安を解消するとともに、元気な母親・元気な子どもづくりを支援する体制の整備を図ります。

●目標指標

指 標	説 明	現状値		目標値 (H29年度)
		基準年	数 値	
妊婦及び乳幼児健康診 査受診率	受診者数÷健診対 象者数×100	H17年度	95%	▶ 100%
産婦人科医数	産婦人科に従事す る医師数	H19.3	5人	▶ 5人
小児10万人当たり小児 科医数	小児科に従事する 医師数÷14歳以下 人口×10万	H18.4	111人	▶ 122人

現状と課題

●現状

近年、出産・育児に不安をもつ母親が増えるとともに、女性の職場進出に伴い、妊娠中または出産後も働き続ける女性の健康管理が問題になっています。

本市では、平成9年度(1997年)より母子保健事業が県より移譲され、妊娠、出産から育児にいたるまでの一貫した母子保健サービスを提供し、健康への基礎づくりを推進しています。小児科休日診療については、本市の急患診療所に対応していますが、夜間は広域圏の宇部市休日夜間救急診療所に対応しています。

●課題

保健センター等を拠点に、育児に不安をもつ母親に対して、子どもの発達相談、育児不安に対する相談機能の充実が求められ、乳幼児健診等で発見される要指導・要観察児の事後指導の充実が必要です。また、安心して出産し、子育てできる母子医療体制の整備が重要です。

※マタニティブックスタート:

おなかの赤ちゃんに絵本を読んであげることによって、親子でゆったりとしたひとときを過ごしてもらおう運動。母子手帳を取りに来られる方を対象に、保健センターで絵本を選んでもらい渡します。

施策体系

(3) 母子保健対策の充実

① 母子保健サービスの充実

② 母子医療体制の整備

施策展開

① 母子保健サービスの充実

妊娠・出産から育児まで母と子の健康を確保できるよう、母子保健事業の充実を図るとともに、子育てに悩みを抱える母親の育児不安の解消を図ります。

<主な取組>

- ・母と子の健康づくり事業の充実
- ・母子保健推進員の活動の充実・支援
- ・マタニティブックスタート*の実施
- ・食生活改善推進員による食育の推進

② 母子医療体制の整備

安心して出産し、子育てができるよう、乳幼児の疾病、夜間・休日における小児救急医療などに対応する母子医療体制の充実を図ります。

<主な取組>

- ・夜間・休日の小児救急医療体制の整備
- ・小児科体制の確保・充実



すくすくベビーサークル

2 高齢者、障がい者が安心して自立できる環境づくり

(1) 高齢者福祉の充実

基本方針

高齢者が地域社会の一員として社会活動に積極的に参加し、生きがいを持って暮らせるよう条件の整備を図るとともに、健康づくりや介護予防事業に取り組みます。

●目標指標

指標	説明	現状値		目標値 (H29年度)
		基準年	数値	
老人クラブ加入率	老人クラブ会員数 ÷65歳以上人口× 100	H18.4	24.4%	▶ 30%
高齢者健康診査受診率	健康診査を受診する 高齢者数÷健診 対象者数×100	H17年度	37.3%	▶ 70%
高齢者の生きがい対策 と社会参画の促進に対 する市民満足度	市民アンケート 調査	H18.1	46%	▶ 増やす

現状と課題

●現状

本市の高齢化率は、平成17年(2005年)現在、24.2%で、全国平均より早く本格的な高齢社会を迎えています。このような中、平均寿命の延びや医療の充実などを背景に多くの元気な高齢者を中心として、様々な分野の社会活動への参加意欲が高まっています。

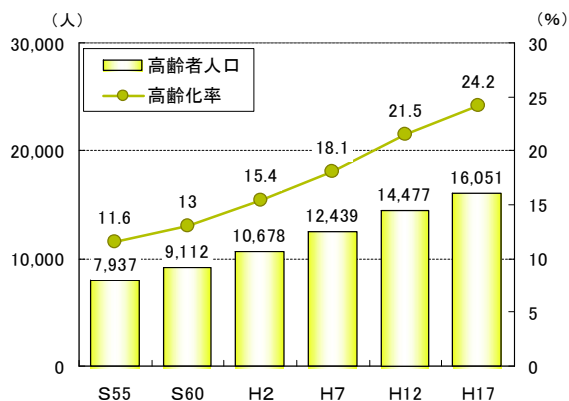
一方、保健センターや平成18年(2006年)に設置された地域包括支援センターなどが介護予防に積極的に取り組んでいます。

●課題

高齢者が地域社会の中で生きがいを持って生活できる環境づくりを行うとともに、心身の機能を維持し、できる限り自立した生活を送れるよう、地域において身近な相談機能の充実や介護予防の推進が重要な課題となっています。

また、介護が必要な状況になっても、住み慣れた地域で充実した生活を送れるための支援が求められます。

高齢者人口の推移(65歳以上)



※特定高齢者施策：

介護認定を受けていない人で、介護が必要となりそうな人を対象とした介護予防事業。

施策体系

(1) 高齢者福祉の充実

- ① 生涯現役社会づくりの推進
- ② 介護予防の推進
- ③ 地域包括支援センターの充実
- ④ 生活支援サービスの充実
- ⑤ 認知症高齢者対策の充実

施策展開

① 生涯現役社会づくりの推進

高齢者が、自ら意欲的に様々な分野で活躍できる環境づくりを進めます。

<主な取組>

- ・地域活動やボランティア活動への参加
- ・老人クラブの育成強化
- ・活動拠点の確保
- ・高齢者就業対策の促進
- ・生涯学習の充実

② 介護予防の推進

高齢者が「健康寿命の延伸」を図り、元気で活動的な生活ができるよう、生活習慣病対策と介護予防の普及啓発を図ります。

<主な取組>

- ・生活習慣病対策の推進
- ・介護予防事業（一般高齢者施策）の推進

③ 地域包括支援センターの充実

地域包括支援センターを中心として、高齢者が要介護状態に陥らないよう、一貫した連続性のある介護予防の支援・指導を行います。

<主な取組>

- ・介護予防ケアマネジメントの実施
- ・高齢者の実態把握
- ・総合的な相談・支援や権利擁護
- ・包括的継続的ケアマネジメント支援業務の実施

④ 生活支援サービスの充実

運動機能の低下や閉じこもり・認知症等の恐れのある高齢者の早期把握を行い、運動器の機能向上、生活支援サービスなどの充実を図ります。

<主な取組>

- ・介護予防事業（特定高齢者施策[※]）の推進
- ・生活支援サービスの充実

⑤ 認知症高齢者対策の充実

今後、増加する認知症高齢者に対しては、認知症への正しい理解の普及、相談体制の整備、早期対応等によって本人と介護者の地域生活の継続を支援します。

<主な取組>

- ・認知症への正しい理解の普及
- ・相談体制の整備
- ・早期発見・早期対応の仕組みづくり
- ・地域での見守り活動の推進

2 高齢者、障がい者が安心して自立できる環境づくり

(2) 介護サービスの充実

基本方針

高齢に伴い、介護が必要な状態になっても、できるだけ長く住み慣れた地域で在宅生活が継続できるよう、在宅介護サービス基盤の充実に努めるとともに、介護保険の円滑な運営を図ります。

●目標指標

指 標	説 明	現 状 値		目 標 値 (H29年度)
		基 準 年	数 値	
居宅サービスの利用割合(65歳以上人口当たり)	介護保険の居宅介護(支援)サービス受給者数÷65歳以上人口×100	H18.12	9.1%	▶ 15%
在宅介護支援体制の充実に対する市民満足度	市民アンケート調査	H18.1	46%	▶ 増やす

現状と課題

●現状

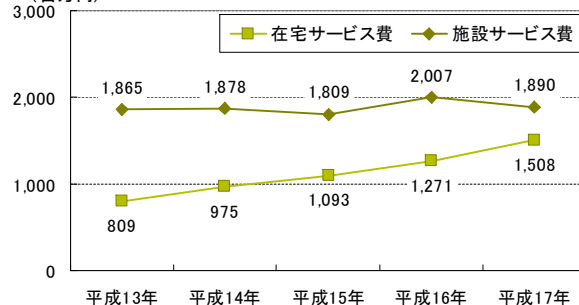
平成12年(2000年)4月よりスタートした介護保険制度も、数年が経過し、新たな課題が生まれています。在宅ケアの基盤が充実しておらず、重度になるほど在宅生活の維持が困難で、依然として「施設志向」が強いこと、在宅と施設の利用者負担の不均等の問題があることなど様々な課題が指摘されています。本格的な高齢社会を迎え、独居の高齢世帯が一般高齢世帯の約3分の1に達するとともに、認知症高齢者の大幅な増加が見込まれます。こうした新たな課題に対応するため、平成17年(2005年)から介護保険制度の大幅な見直しが進められました。

●課題

高齢者の自立支援を推進し、要介護状態への移行を防ぐ取組を行うことが必要です。

また、認知症高齢者等の増加に対応し、住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な日常生活圏域で提供される地域密着型サービスの充実が求められます。

介護保険給付額の推移
(百万円)



施策体系

(2) 介護サービスの充実

- ① 要支援者の状態維持・改善
- ② 介護サービスの充実
- ③ 地域密着型サービスの充実
- ④ 介護保険の円滑な運営

施策展開

① 要支援者の状態維持・改善

要支援者に対しては、高齢者の生活機能の維持・向上の観点から、要介護状態への移行を防ぐ取組を進めます。

<主な取組>

- ・要支援者に対する介護ケアマネジメントの充実
- ・予防給付サービスの充実

② 介護サービスの充実

要介護者に対しては、引き続き従来からの在宅サービス・施設サービスを総合的かつ効果的に提供し、自立生活の支援に努めます。

<主な取組>

- ・在宅サービスの充実
- ・施設サービスの充実

③ 地域密着型サービスの充実

今後、認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加が予測される中、住み慣れた地域での生活を支えるため、地域密着型サービスの充実を図ります。

<主な取組>

- ・地域密着型サービスの充実
- ・介護休業制度の普及啓発

④ 介護保険の円滑な運営

適正な給付を図り、市民の安心と信頼の確保を目指します。

<主な取組>

- ・適正なケアプラン作成に向けた指導
- ・利用者主体の体制づくり
- ・介護サービスの質の向上

2 高齢者、障がい者が安心して自立できる環境づくり

(3) 障がい者福祉の充実

基本方針

障がい者ができるだけ住み慣れた家庭や地域で自立した生活を送れるよう、「日中活動の場」や「住まいの場」を確保し、障がい者が安全で快適な地域生活が送れる体制の整備を図ります。

●目標指標

指 標	説 明	現 状 値		目 標 値 (H29年度)
		基 準 年	数 値	
障がい者のホームヘルプサービス利用量	1ヶ月当たりのホームヘルプサービスの利用量÷身体障害者手帳所持者数×100	H17年度	15.2時間	▶ 22.4時間
知的・精神障がい者グループホーム数	グループホーム数	H19.3	2箇所	▶ 3箇所
障がい者の在宅福祉サービスの充実に対する市民満足度	市民アンケート調査	H18.1	44%	▶ 増やす

現状と課題

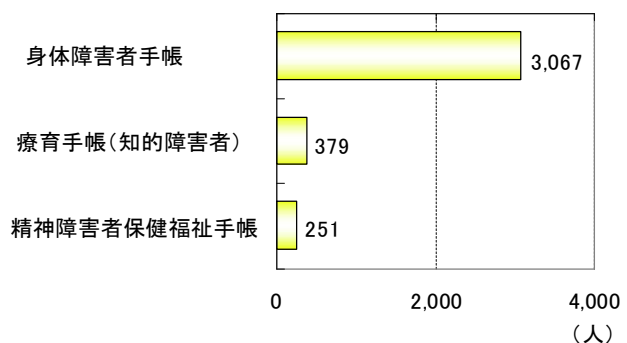
●現状

従来 of 支援費制度に代わり、平成 18 年(2006 年)4 月から「障害者自立支援法」が制定・施行されました。「障害者自立支援法」による障がい者施策の特徴は、「障がい者が地域で自立し、安心して暮らすことができる地域社会の実現」が目指されています。

●課題

障がい者の地域での自立した生活を支援するため、自立訓練等を通じて施設入所・入院から地域生活への移行、福祉施設から一般就労等への移行を促進するとともに、保健・医療の充実だけでなく、就労、教育、住まいなどを含め、幅広く自立と社会参加を進める観点から、バリアフリー環境の整備が重要な課題となっています。

障害者手帳交付状況 (H18)



※コミュニケーション支援事業：
聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいにより意思疎通を図ることに支障がある障がい者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行う事業。

施策体系

(3) 障がい者福祉の充実

- ① 地域生活の支援
- ② 日中活動の充実
- ③ 社会参加の促進
- ④ バリアフリー環境の整備

施策展開

① 地域生活の支援

障がい者が、家族への依存から脱し、自立生活ができる支援体制を推進します。

<主な取組>

- ・障がい者の居住の場の確保
- ・入所施設から地域生活への移行の促進
- ・保健・医療の充実

② 日中活動の充実

障がい者の地域での自立生活を支援するため、地域の中に就労の場、昼間の介護・療養の場等「日中活動の場」の充実を図ります。

<主な取組>

- ・地域活動支援センターの整備

③ 社会参加の促進

障がい者の社会参加を促進するため、コミュニケーション手段の確保、就労・自立訓練や外出支援を図ります。

<主な取組>

- ・コミュニケーション支援事業*の推進
- ・就労・自立訓練や外出支援

④ バリアフリー環境の整備

誰もが安全で快適な日常生活を送れる「バリアフリーな社会の構築」を図ります。

<主な取組>

- ・福祉のまちづくりの推進



福祉作業所「かに工房」

2 高齢者、障がい者が安心して自立できる環境づくり

(4) 地域福祉の充実

基本方針

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域住民が相互に助け合い、支え合う地域福祉の体制をつくるとともに、子育て家庭、高齢者、障がい者を対象とした横断的・総合的な相談体制、サービス提供体制の整備を促進します。

●目標指標

指標	説明	現状値		目標値 (H29年度)
		基準年	数値	
福祉活動ボランティア団体登録数(人数)	社会福祉協議会に登録されている福祉活動ボランティア数	H18.10	83団体 5,562人	▶ 100団体 6,000人
地域福祉活動の推進に関する市民満足度	市民アンケート調査	H18.1	54%	▶ 増やす
福祉関連職種の研修会開催数(参加者数)	1年間の延べ開催数(参加者数)	H17年度	延べ48回 (1,530人)	▶ 延べ60回 (1,800人)

現状と課題

●現状

近年の子育てや介護などの福祉課題が家族だけでは解決できない事態に対応するため、国では、平成12年(2000年)の「社会福祉法」の改正により、これからの社会福祉の基本理念として「地域福祉の推進」を掲げました。その結果、従来の「公的機関や民間事業者を担い手とする福祉」だけでなく、「地域住民やボランティアを福祉の担い手とする地域福祉」の重視へと転換しました。

●課題

「地域福祉計画」を策定し、社会福祉協議会と両輪で、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域住民みんなで相互に助け合い、支え合う地域福祉社会の形成が求められています。特に公的機関や民間事業者等による公的なサービスと地域住民等の支え合い・助け合いによるサポートとの連携を図りながら、子育て家庭、高齢者、障がい者を支える地域ケア体制の整備が重要な課題となっています。

施策体系

(4) 地域福祉充実

- ① 地域福祉推進体制の整備・充実
- ② 地域福祉の人づくりの推進
- ③ 地域でのサービスの充実
- ④ 要支援者の社会参加の促進

施策展開

① 地域福祉推進体制の整備・充実

地域福祉計画を策定し、地域住民をはじめ事業者や行政、社会福祉協議会と連携を図りながら地域住民が相互に助け合い、支え合う体制づくりを推進します。

<主な取組>

- ・地域福祉計画の策定
- ・社会福祉協議会の基盤強化
- ・総合保健福祉会館建設の検討
- ・地域福祉活動拠点の整備・充実

② 地域福祉の人づくりの推進

地域の自治会、老人会、女性会等を対象に福祉講座等を開催し、地域福祉活動のきっかけづくりを行い、地域住民の中から地域福祉の人づくりを推進します。

<主な取組>

- ・福祉学習による地域福祉の人づくり
- ・学習から活動につながる仕組みづくり

③ 地域でのサービスの充実

サービスを利用しやすくするため、わかりやすい情報提供や相談を行うとともに、生活ニーズを把握し、質の高いサービスを提供する環境づくりを進めます。

<主な取組>

- ・身近な相談窓口、情報提供の充実
- ・民生委員、児童委員、福祉委員等の地域情報を関係機関に引き継ぐ体制づくり
- ・福祉事業者間のネットワークづくり

④ 要支援者の社会参加の促進

地域の中で孤立している子育て家庭、高齢者、障がい者など要支援者の社会参加を促進するための環境づくりを推進し、地域住民との交流を進めます。

<主な取組>

- ・要支援者に対する理解の促進
- ・要支援者の移動手段の確保
- ・地域行事へ参加する機会の提供
- ・福祉施設での地域住民との交流促進

2 高齢者、障がい者が安心して自立できる環境づくり

(5) 社会保障の充実

基本方針

低所得者世帯への適切な指導援助と生活保護の適正実施に努めます。また、国保安定化計画に基づき、市民の健康増進を促進するとともに国民健康保険料収納率の向上に努め、財政基盤の強化を図ります。さらに、年金受給権の持続的な確保を図るため、年金制度の周知徹底に努めるとともに、国民年金未加入者の防止及び保険料納付を促進します。

●目標指標

指 標	説 明	現 状 値		目 標 値 (H29年度)
		基 準 年	数 値	
生活保護世帯の就労自立件数	1年間の就労自立件数	H17年度	19件	▶ 26件
国民健康保険料現年度分収納率	—	H17年度	90.0%	▶ 92.0%

現状と課題

●現状

近年、景気拡大が続いているものの、地方においては依然として雇用状況は厳しく、本市の生活保護世帯数は失業、疾病、離婚等により横ばいの状況にあります。

また、国民健康保険は、医療費の増加などにより、財政的に非常に厳しい状況にあります。

一方、国民年金においても、少子・高齢化の進行により、世代間の負担と給付の均衡を維持することが困難な状況になりつつあります。

●課題

近年、稼働年齢層の生活保護申請も多く、職業安定所の有効求人倍率も低迷している状況ですが、就労支援自立プログラムなどの活用により、早期自立を実現させる必要があります。

国民健康保険においては、国保安定化計画を策定し、被保険者の健康維持増進を図るとともに、保険料収納率の向上に努め、中・長期的な健全財政を継続することが求められます。

国民年金においては、社会保険事務所等との連携・協力を努め、未加入者の防止や保険料納付を促進し、市民の年金受給権を確保していく必要があります。

※高医療費市町村の指定：

国保法第68条の2第1項の規定に基づき、医療費の実績給付費が全国平均の1.14倍（地域差指数）を超えると指定され、安定化計画を策定することが規定されている。準指定は、地域差指数が1.10を超える場合や前年度または前々年度の指定を受けたなどの条件により指定される。（旧小野田市が平成17年度指定を受け、平成18年度は準指定となっている）

施策体系

(5) 社会保障の充実

① 低所得者福祉の充実

② 国民健康保険の充実

③ 国民年金の充実

施策展開

① 低所得者福祉の充実

低所得者世帯への適切な相談業務を行うとともに、生活保護世帯の生活の安定と自立更生を促進します。

<主な取組>

- ・低所得者世帯への生活相談・指導機能の充実
- ・生活保護世帯への就労支援など適切な指導援助

② 国民健康保険の充実

国保安定化計画に基づき、市民の健康増進を促進し、高医療費市町村の準指定*から脱却し、財政基盤の強化を図ります。

<主な取組>

- ・市民の健康増進の促進
- ・医療費の適正化
- ・財政の健全化

③ 国民年金の充実

年金受給権の持続的な確保を図るため、国民年金制度の周知徹底に努めるとともに、保険料納付の促進及び未加入者の防止を促進します。

<主な取組>

- ・制度の周知徹底
- ・保険料納付の促進
- ・未加入者の防止

3 生涯を通じた健康づくり、地域医療体制の整備

(1) 健康づくりの推進

基本方針

「健康づくり行動計画」の推進によって、市民参加による健康づくり、保健サービスの充実を図るとともに、保健センターの機能の充実など地域保健体制の整備に努めます。

●目標指標

指標	説明	現状値		目標値 (H29年度)
		基準年	数値	
基本健康診査受診率	受診者数÷対象者数×100	H17年度	33.5%	▶ 70%
三大生活習慣病による死亡率(人口10万人当たり)	三大生活習慣病(がん・心疾患・脳血管疾患)による死亡者数÷男(女)人口×100,000	H17年度	男 317人	▶ 減らす
			女 267人	▶ 減らす

現状と課題

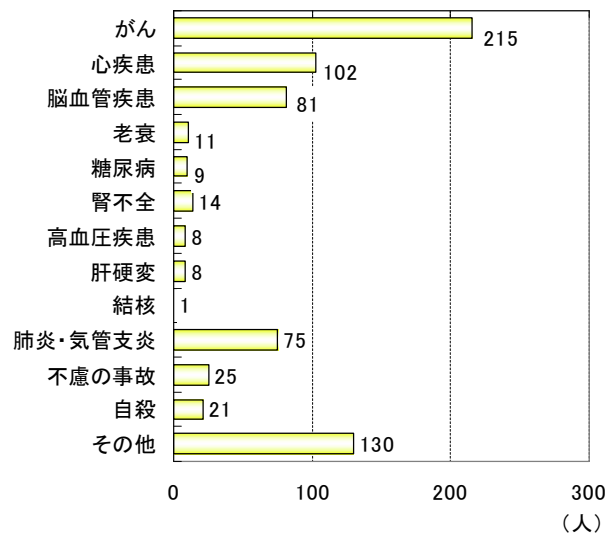
●現状

本市における死因の上位は、三大生活習慣病と言われている、がん・心疾患・脳血管疾患で、全体の約6割を占めています。また、本市は、国民健康保険の医療費が県平均よりも高く、高医療費指定市町村の準指定となっています。

●課題

生活習慣病の克服は極めて重要な課題であり、増加している生活習慣病を予防するには、「自分の健康は自らが創る」という意識を定着させ、健康は一人一人の日常生活の中で培われるものであることを基本に、生涯を通じた健康づくりが必要です。

主要死因別死亡者数 (H17)



※マンパワー：
医師、保健士、ヘルパー
などの人的資源。

施策体系

(1) 健康づくりの推進

- ① 地域ぐるみの健康づくりの充実
- ② 保健サービスの充実
- ③ 地域保健体制の充実

施策展開

① 地域ぐるみの健康づくりの充実

健康づくり行動計画を推進することにより、市民参加による健康づくりを通じて生活習慣病の予防、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸を図ります。

<主な取組>

- ・健康づくり行動計画の推進
- ・市民参加による健康づくり
- ・生活習慣病の予防
- ・市民体操（仮称）作成の検討

② 保健サービスの充実

健康診査・がん検診受診者の事後指導を徹底して、市民の生活習慣病の改善・予防やがんの早期発見、早期治療に結びつけます。

<主な取組>

- ・予防接種の普及啓発
- ・結核、感染症等の予防対策の充実
- ・在宅健康管理システムの利活用の推進

③ 地域保健体制の充実

市民の健康増進を図るため、保健センターの機能を充実するとともに、保健と福祉を一体的に提供できる地域保健体制の整備に努めます。

<主な取組>

- ・総合保健福祉社会館建設の検討
- ・保健センターの機能の充実
- ・マンパワー*の確保
- ・福祉施設等との連携・協力体制の確立



いきいき水中運動教室

3 生涯を通じた健康づくり、地域医療体制の整備

(2) 地域医療の充実

基本方針

出産からターミナルケア（終末期医療）まで、信頼される安定的な医療・救急医療サービスの提供に努めます。

●目標指標

指 標	説 明	現状値		目標値 (H29年度)
		基準年	数 値	
市民病院の医師数	—	H19.3	28人	▶ 35人
医療機関の整備と医療体制の充実に対する市民満足度	市民アンケート調査	H18.1	45%	▶ 増やす

現状と課題

●現状

本市では、現在、地元の病院や医院を中心とした初期の診断・治療の一次医療、市民病院を中心とした一般的な入院・治療の二次医療の医療提供体制が採られています。高度・特殊な医療の三次医療体制は、山口大学医学部附属病院が担っています。

市民病院は、現在、小野田と山陽の2病院があり、両院とも老朽化が著しく、山陽市民病院では、医師不足も加わって、患者の病院離れが進行しています。

救急医療は、医師会の協力による内科・外科の在宅当番医制と小児科休日急患診療所や救急告示病院などの一次救急医療体制、広域圏の病院群輪番制による二次救急医療に対応しています。

●課題

一次医療体制は、プライマリーケア（初期医療）に立脚し、かかりつけ医機能の強化を図って、病診連携など医療施設間の機能分担と連携の強化が必要です。

市民病院は施設・設備の機能強化、経営健全化に努めるとともに、病院事業の効率化を図るため、両院の統合・建替えが必要です。

医療施設の状況（平成17年10月現在）

区 分		施設数
病院	施設数	8
	病床数	1,116
一般診療所		62
歯科診療所		35

施策体系

(2) 地域医療の充実

① 地域医療体制の充実

② 市民病院の機能強化と経営健全化

③ 保健・医療・福祉の連携強化

施策展開

① 地域医療体制の充実

宇部・小野田医療圏の中で、本市の市民病院としての機能・役割を明確にし、市民病院と医師会等との連携を図り、体系的な医療体制を充実します。

<主な取組>

- ・地域医療体制の充実
- ・救急医療体制の充実
- ・在宅医療の充実

② 市民病院の機能強化と経営健全化

市民病院として医療サービスを持続的に提供するには、第5次病院事業経営健全化計画を基に、市民病院の機能強化を図り、病院経営の健全化を推進します。

<主な取組>

- ・市民病院の経営健全化の推進
- ・新病院建設の推進

③ 保健・医療・福祉の連携強化

誰もが生活習慣病等にならないよう、疾病予防、治療、リハビリ、生活支援等の質の高いサービスが受けられるよう保健・医療・福祉の連携を強化します。

<主な取組>

- ・医療と保健・福祉と連携した包括的医療の推進
- ・健康教育、健康相談、受診指導、生活改善指導等との連携の強化

4 市民が安心して暮らせる環境づくり

(1) 消防体制の充実

基本方針

市民の生命と財産を守り、安全な生活環境を確保するため、消防力の充実・強化を積極的に推進するとともに、市民参加による火災予防に重点をおいた総合的な消防体制の強化を図ります。

●目標指標

指標	説明	現状値		目標値 (H29年度)
		基準年	数値	
消防施設・消防体制の充実に対する満足度	市民アンケート調査	H18.1	62%	増やす
消火栓・防火水槽の充足率	現有箇所数÷基準箇所数×100	H17.3末	90%	95%
出火率(人口1万人当たり)	火災件数÷住民基本台帳人口×10,000	H18	5.5件	4.8件

現状と課題

●現状

本市の過去5年間の平均火災件数は42件で推移しています。しかし、近年の都市化の進展等を背景に、危険物施設や特定防火対象物等も増加するとともに、高齢化の進行や生活様式の多様化などにより火災発生の危険性は増大しています。また、本市には、石油コンビナート等特別防災区域を持つ地域の特殊性もあります。

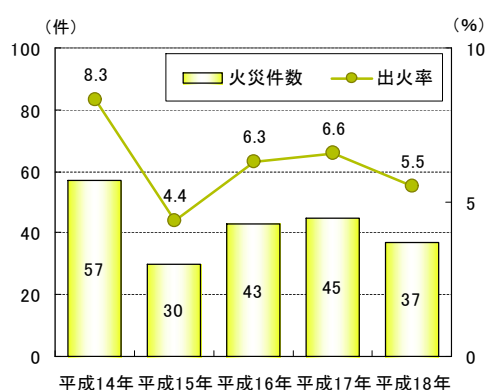
●課題

本市の消防力は、大規模災害に対しては十分とはいえず、消防車両等の更新整備や消防水利の充実が必要であるとともに、老朽化した山陽消防庁舎への早急な対応と組織再編が必要です。

また、国が定める「市町村の広域化に関する基本方針」に基づく住民サービス向上のための消防の広域化について検討するとともに、電波法の改正による消防・救急無線のデジタル化への移行、広域化、共同化が求められています。

一方、火災予防対策は、高齢者等の災害時要援護者を火災から守るため、義務化による住宅火災警報器設置を促進することが必要です。

市内の火災発生状況



施策体系

(1) 消防体制の充実

① 火災の予防

② 消防力の充実・強化

施策展開

① 火災の予防

住宅火災による死者数の低減を図るための住宅防火対策を推進するとともに、自主防火クラブを育成することによって、地域における火災予防意識の高揚を図ります。

<主な取組>

- ・自主防火クラブの育成
- ・住宅火災警報器設置の促進
- ・住宅防火診断の実施
- ・空き家調査に基づく出火防止対策の推進

② 消防力の充実・強化

市民の生命と財産を守るため、市全体の消防体制の整備・充実を図ります。また、消防施設、消防車両、消防水利施設等の充実と消防職員・団員の資質の向上を図り、消防力の充実・強化に努めます。

<主な取組>

- ・消防拠点施設の整備
- ・消防教育訓練の充実
- ・情報収集・伝達体制の整備
- ・消防水利施設の充実
- ・消防広域化への検討



住宅防火診断

4 市民が安心して暮らせる環境づくり

(2) 救急・救助体制の充実

基本方針

市民の生命や身体の安全を守るため、救急・救助体制の充実強化に努めます。

●目標指標

指 標	説 明	現状値		目標値 (H29年度)
		基準年	数 値	
市民の救命講習受講者数	講習受講者の延べ人数	H18.12末	10,500人	▶ 20,000人
救急救命士資格取得者数	—	H18.4	16人	▶ 21人

現状と課題

●現状

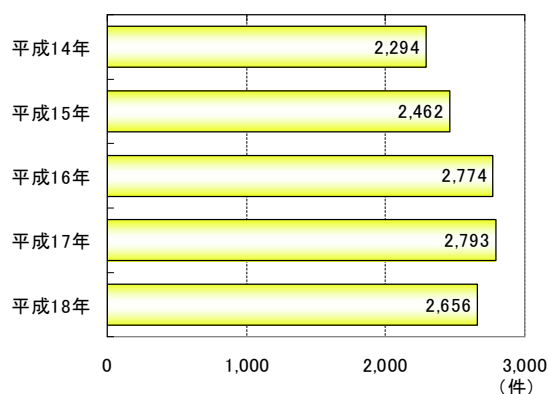
救急活動は、市民の生命や身体の安全を守るうえで不可欠な行政サービスです。平成18年(2006年)の本市の救急出動件数は2,656件で、一日平均7.3件、管内人口の26人に1人が救急隊により搬送される状態となっています。また、救命率の向上を図る救急高度化への期待が高まっています。

●課題

高度化する救急・救助活動に対応するための、高規格救急自動車、救急資器材などの整備と救急救命士の養成・充実が必要です。また、市民に対する救命教育の充実や医療機関との連携を一層強化する必要があります。

一方、高速道路の交通事故、地震災害や水難、化学、毒劇物事故等にも対応できる救助隊員の高度な技術修得、資器材の整備が必要です。

市内の救急出動状況



※AED:

Automated External Defibrillator の略で、自動体外式除細動器のこと。医療関係者以外の者でも使用可能な心臓電気ショックの機器。

施策体系

(2) 救急・救助体制の充実

① 救急体制の充実

② 救助体制の充実

施策展開

① 救急体制の充実

救急患者の救命率の向上を図るため、救急体制の高度化を図るとともに、医療機関との連携を強化します。また、市民に対する救命教育の充実を図るとともに、AED*の設置を促進します。

<主な取組>

- ・救急救命士の教育訓練の充実
- ・高規格救急自動車の更新
- ・市民に対する救急講習の開催
- ・AEDステーションの設置・促進
- ・医療機関との連携体制の強化

② 救助体制の充実

大規模災害時における救助体制の充実を図るため、救助工作車等救助資器材を整備・拡充するとともに、救助隊員の資質の向上を図ります。

<主な取組>

- ・救助工作車・器材の更新
- ・救助隊員の教育訓練



救急講習

4 市民が安心して暮らせる環境づくり

(3) 防災体制の充実

基本方針

市民生活の安全を確保するため、地域防災計画に基づき、市民への防災対応の周知、自主防災組織の充実や通信連絡網の整備など、防災対策の強化に努めます。また、武力攻撃事態等においては、国民保護計画に基づき住民の保護に努めます。

●目標指標

指標	説明	現状値		目標値 (H29年度)
		基準年	数値	
自主防災組織率	自主防災組織に組織されている世帯数÷全世帯数×100	H19.3	27.1%	▶ 50%
災害時の情報伝達手段の整備に対する市民満足度	市民アンケート調査	H18.1	34%	▶ 増やす
台風や地震時の防災訓練の充実に対する市民満足度	市民アンケート調査	H18.1	38%	▶ 増やす

現状と課題

●現状

本市は、瀬戸内海に面し、沿岸域一帯がほとんど干拓地であるため、過去から大雨による市街地の浸水災害は多くあり、台風時の高潮等によって海岸、河川の堤防が決壊し、大災害を被った経験もあります。

●課題

災害は予期せぬ時にやってくるため、災害の未然防止策のみでなく、災害時の応急対策が必要であり、平常時から防災関係機関との連携を強化するとともに、市民への災害情報の提供が必要です。

また、地域防災力の向上を図るため、自主防災組織の育成を図り、ハザードマップ（洪水・高潮避難地図）等を活用した自主的な防災訓練が必要です。

さらに、古い建築物は耐震強度が不足しているため、その対策が必要です。

施策体系

(3) 防災体制の充実

- ① 防災に対する意識の高揚
- ② 防災体制の充実
- ③ 地域防災力の向上
- ④ 建築物の耐震強化
- ⑤ 武力攻撃事態への対応

施策展開

① 防災に対する意識の高揚

市民が正確な防災知識をもち、災害時に迅速かつ適切な行動を行えるよう、各種メディアを活用して防災啓発活動を行うとともに、防災教育を推進します。

<主な取組>

- ・防災知識の普及啓発
- ・学校における防災教育の推進

② 防災体制の充実

市の職員が相互に連携して迅速かつ円滑な防災活動ができるよう、地域防災計画に基づき、防災訓練等を通じて日頃から総合的な防災体制の確立に努めます。

<主な取組>

- ・総合的防災体制の整備
- ・職員防災訓練の実施
- ・防災無線など情報システムの整備
- ・防災資器材等の整備

③ 地域防災力の向上

地域防災力の向上を図るため、自主防災組織の育成を図るとともに、ハザードマップを活用して地域防災訓練を行い、防災活動に必要な知識や技術の習得を促進します。また、避難所機能の充実を図ります。

<主な取組>

- ・自主防災組織の育成
- ・ハザードマップ(洪水・高潮避難地図)の作成と周知
- ・地域防災訓練の実施
- ・避難地、避難路、避難所の選定・整備

④ 建築物の耐震強化

地震による建築物の被害を最小限にとどめるため、昭和56年(1981年)以前に建設された建築物を重点的に、耐震診断及び耐震改修の促進に努めます。

<主な取組>

- ・公共施設の耐震化の推進
- ・建築物の耐震化の促進

⑤ 武力攻撃事態への対応

武力攻撃事態等においては、市の国民保護計画に基づき、住民の避難、救援等が行えるように努めます。

<主な取組>

- ・平素からの備えや予防体制の充実

4 市民が安心して暮らせる環境づくり

(4) 市域保全の充実

基本方針

市民の生命と財産を守り、安全な生活環境を確保していくため、海岸の保全、河川の保全、山地の保全や低地の保全を計画的に推進します。

●目標指標

指 標	説 明	現状値		目標値 (H29年度)
		基準年	数 値	
高千帆地区の排水能力	流域地区内における排水機場ポンプの総排水能力	H19.3	15.9 m ³ /s	▶ 33.7 m ³ /s
厚狭地区の排水能力	流域地区内における排水機場ポンプの総排水能力	H19.3	13.0 m ³ /s	▶ 26.0 m ³ /s
周防高潮対策事業の進捗率	整備済護岸延長÷計画護岸延長×100	H18.3末	35.3%	▶ 100%

現状と課題

●現状

本市は、瀬戸内海に面しており、沿岸域は津波、高潮などの災害の危険にさらされています。また、市内には干拓事業で形成された多くの低地があるほか、土石流、地すべり、急傾斜地など土砂災害危険箇所があります。

●課題

これまで、海岸や河川の保全事業に取り組んできましたが、郡・津布田海岸や厚狭川、前場川、糸根川など未整備地区の整備を促進する必要があります。

また、土砂災害や山地災害の危険箇所については、緊急度を考慮しながら、整備する必要があります。

市街地の大半が干拓地で低地の小野田地区では、市街化に伴い、水路改修やポンプ場など排水施設の整備を進めてきました。今後も、引き続き、改修・整備を進めて、浸水被害の解消を図る必要があります。

施策体系

(4) 市域保全の充実

- ① 海岸の保全
- ② 河川の保全
- ③ 山地の保全
- ④ 低地の保全

施策展開

① 海岸の保全

高潮などの水害から守るため、海岸の保全に努めます。

<主な取組>

- ・海岸防災事業の促進
- ・海岸保全施設の適正管理

② 河川の保全

高潮などの水害から守るため、周防高潮対策事業の早期完成を促進します。

<主な取組>

- ・周防高潮対策事業の促進

③ 山地の保全

土砂災害や山地災害から守るため、各種防災事業を促進するとともに、山地保全の観点に立って、適正な山地開発の指導に努めます。

<主な取組>

- ・山地災害の復旧
- ・地滑り対策事業の促進
- ・がけ崩れ危険箇所の整備
- ・山地開発の適正な指導

④ 低地の保全

大雨などによる浸水被害から守るため、水路、ポンプ等の整備など内水対策の充実を図ります。

<主な取組>

- ・水路、ポンプ場の整備
- ・危険ため池の改修
- ・小規模河川の改修



郡・津布田海岸防災事業

4 市民が安心して暮らせる環境づくり

(5) 交通安全と治安の確保

基本方針

交通安全意識の普及啓発及び交通安全施設等の整備を推進し、交通事故のない安全で円滑な交通環境を確保します。また、防犯意識の高揚と地域防犯活動の促進を図り、犯罪のない明るいまちづくりを目指します。

●目標指標

指標	説明	現状値		目標値 (H29年度)
		基準年	数値	
交通事故発生件数	1年間に発生した人身交通事故件数	H18	366件	▶ 335件
刑法犯罪認知件数	1年間に警察において被害届、告訴、告発等を受理した件数	H18	823件	▶ 減らす
交通安全対策の推進に対する市民満足度	市民アンケート調査	H18.1	51%	▶ 増やす

現状と課題

●現状

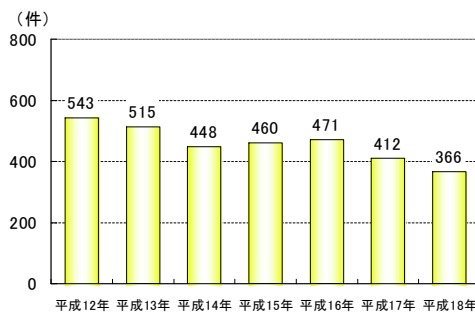
本市は、国道2号、国道190号、国道316号などの主要幹線が通る交通の要衝にあり交通量も多いため、人口10万人当りの交通事故発生件数は県平均よりも多くなっています。

一方、近年、全国的に高齢者をねらった詐欺犯罪や子どもをねらった犯罪が増えています。また、本市でも不審者の出没等がみられます。

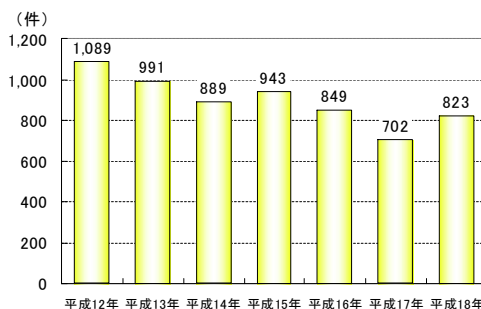
●課題

悲惨な交通事故から市民の生命を守るため、交通安全施設の整備はもとより、市民一人一人の交通安全意識の高揚や交通弱者である高齢者や子どもに対する安全教育が必要です。また、地域社会の犯罪を未然に防ぐための意識の高揚や地域防犯組織と関係機関との連携強化が必要です。

交通事故発生件数



刑法犯罪認知件数



施策体系

(5) 交通安全と治安の確保

- ① 交通安全意識の普及
- ② 交通安全環境の整備
- ③ 地域防犯対策の推進

施策展開

① 交通安全意識の普及

交通安全意識を普及するため、交通安全教育等を進めます。また、交通事故の未然防止を図るため、交通安全対策協議会を中心に交通安全活動を促進します。

<主な取組>

- ・交通安全教育の充実
- ・交通安全活動の充実

② 交通安全環境の整備

交通事故を未然防止するため、各種の交通安全施設の設置を図ります。また、交通事故多発地点の解消を図るため、効果的な交通規制、歩道の設置等を進めます。

<主な取組>

- ・交通安全施設の整備
- ・交通事故多発地点の解消
- ・道路照明の整備
- ・道路不法占用、違法駐車などの排除
- ・市民交通災害共済制度の充実

③ 地域防犯対策の推進

地域社会の犯罪を未然に防ぐため、警察等と連携しながら地域住民の自主的な防犯活動を促進します。

<主な取組>

- ・地域防犯活動の充実
- ・民間防犯組織の強化
- ・地域安全情報の充実
- ・防犯灯の設置



子どもたちを見守る地域の人たち

4 市民が安心して暮らせる環境づくり

(6) 消費者の保護と意識啓発

基本方針

消費者の保護を図るとともに、消費生活の安定と向上に努めます。

●目標指標

指 標	説 明	現状値		目標値 (H29年度)
		基準年	数 値	
消費者教育回数	1年間の教育回数	H18年度	2回	▶ 4回

現状と課題

●現状

市民生活が豊かになるに伴い、多種多様な商品が出回るようになりましたが、反面、電話勧誘、家庭訪問販売などによる悪質商法が巧妙化、複雑化しつつあります。このような状況の中、本市では、くらしの相談員や商品量目監視員との連携による情報の収集のほか、相談体制の強化、広報による意識啓発、消費者団体の支援などを行っています。

●課題

近年、若者をねらったデパート商法や高齢者をねらった悪質商法などのトラブルが発生しており、より一層、消費者保護に向けた活動を強化するとともに、消費者自らが必要な知識を習得し、自主的に行動することが必要になっています。今後は、多様化する消費生活相談に対応するため、窓口の相談体制の一層の充実を図る必要があります。

施策体系

(6) 消費者の保護と意識啓発

① 消費者教育・情報提供の推進

施策展開

① 消費者教育・情報提供の推進

確かな選択・判断ができる消費者を育成するため、消費者教育や情報提供に努め、消費者団体の育成を図るとともに、消費者トラブルに対応する消費者相談体制を充実します。

<主な取組>

- ・消費者教育や情報提供の推進
- ・消費者団体の育成
- ・消費者相談体制の充実